

議員提出議案第1号

中野区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和6年3月21日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員

森	たかゆき
市川	しんたろう
加藤	たくま
小林	ぜんいち
杉山	司
ひやま	隆
久保	りか
浦野	さとみ

## 中野区議会会議規則の一部を改正する規則

中野区議会会議規則（昭和42年中野区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第82条の見出し中「起立」を「電子採決システム等」に改め、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、「ときは」の次に「、電子採決システムにより」を加え、「を起立させ、起立者」を削り、同条第2項中「議長が」を「前項の規定により起立による表決を行う場合において、議長が」に、「がたい」を「難しい」に、「、又は」を「又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 電子採決システムによる表決を行うときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。この場合において、議長が採決の確定の宣告をしたときに賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

3 第1項及び第88条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第88条中「はかることができる。」を「諮ることができる、」に改め、同条ただし書中「起立の」を「電子採決システムによる」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年5月7日から施行する。

(提案理由)

電子採決システムの導入に当たり、規定を整備する必要がある。